

令和4年第4回定例会

総務企画常任委員会
会議録

期日：令和4年11月25日（金）

場所：大曲庁舎3階 第1委員会室

大仙市議会総務企画常任委員会会議録

日 時： 令和4年11月25日（金曜日） 午前10時56分～午前11時20分

会 場： 大曲庁舎3階 第1委員会室

出席委員（8人）

委員長	橋 村 誠	副委員長	安 達 成 年
委 員	佐 藤 文 子	委 員	秩 父 博 樹
委 員	小笠原 昌 作	委 員	小 松 栄 治
委 員	高 橋 敏 英	委 員	鎌 田 正

欠席委員（0人）

遅刻委員（0人）

説明のため出席した者

総務部長	福 原 勝 人		
議会事務局長	斎 藤 秋 彦		
次長兼総務課長	小 林 孝 至	総務課長待遇	三 浦 政 輝
財政課長	鎌 田 篤 史	財政課主幹	加 藤 大 作

議会事務局職員出席者

事務局主査 藤 澤 正 信

審議案件

第1 議案第133号 大仙市一般職の職員の給与に関する条例及び大仙市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 第2 議案第134号 大仙市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議案第135号 大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議案第136号 令和4年度大仙市一般会計補正予算（第7号）
-

午前10時56分 開会

○委員長（橋村誠） 委員各位及び職員の皆さまには、本会議休憩中のところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、早速ですが、ただ今から総務企画常任委員会を開会いたします。

本日の審査はお手元の審査日程表のとおり行いますので、よろしく願いいたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言の際は挙手の上、マイクのスイッチを入れてからお願いします。

○委員長（橋村誠） はじめに、議案第133号、大仙市一般職の職員の給与に関する条例及び大仙市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第135号、大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてまでの3件は、関連があることから一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） ご異議ありませんので、一括して審査をいたします。

それでは、本3件について当局の説明を求めます。小林次長。

○次長兼総務課長（小林孝至） 総務課の小林です。どうぞよろしく願いいたします。

説明に入ります前に、本日同席の職員を紹介させていただきます。職員班班長の三浦政輝課長待遇です。よろしく願いいたします。

それでは、資料ナンバー1、議案書の16ページをお願いいたします。

はじめに、議案第133号、大仙市一般職の職員の給与に関する条例及び大仙市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、人事院勧告を受け、国家公務員の給与改定が行われたことに伴いまして、

本市の一般職及び会計年度任用職員の給与等を改正するものであります。

議案書の17ページをお願いいたします。

一部改正の内容であります。第1条は令和4年度の給与改定となります。

一般職に係る行政職と医療職の各給料表について、若手職員を中心に平均0.3パーセント引き上げる改正を行うものでございます。

また、一般職の12月期の勤勉手当の支給割合を現行の「100分の95」から「100分の10」引き上げ「100分の105」とし、再任用職員については、現行の「100分の45」から「100分の5」引き上げ「100分の50」に改正するものであります。

議案書の18ページから30ページまで、引き上げによる改正後の行政職と医療職の給料表としております。

31ページをお願いします。

第2条及び第3条は、令和5年度以降の給与等の改定となります。

第2条は、一般職の勤勉手当の6月期と12月期の支給割合を「100分の100」とし、再任用職員については「100分の47.5」に、それぞれ支給割合を同じ率に調整するものであります。

第3条は、会計年度任用職員の給料表について、平均0.3パーセント引き上げる改正を行うものであります。

なお、会計年度任用職員の給与改定については、これまで一般職と同様の改定を行っておりましたが、任期が単年度であることに加えて、任用する際の雇用条件において、報酬額に同意した上で雇用していることから、令和5年度の改訂とするものであります。

議案書の32ページから44ページまで、引き上げによる改正後の給料表としております。

45ページをお願いします。

施行期日につきましては、第1条については、交付の日から施行し、令和4年4月1日からの適用とするもので、第2条及び第3条については、令和5年4月1日からの施行とするものであります。

続きまして、46ページをお願いします。

議案第134号、大仙市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、一般職の給与改正に倣い、議会議員の12月期の期末手当について、「0.05^{つき}月分」引き上げるものであります。

47ページをお願いします。

一部改正の内容であります。第1条は、12月期の期末手当の支給割合を現行の「100分の162.5」から「100分の5」引き上げ、「100分の167.5」とするものであります。

第2条は、令和5年度以降における議会議員の6月期と12月期の支給割合につきまして、「100分の165」に支給割合を同じ率に調整するものであります。

施行期日につきましては、第1条を公布の日から、第2条を令和5年4月1日から、施行するものであります。

続きまして、48ページをお願いします。

議案第135号、大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、一般職の給与改正に倣いまして、市長及び副市長、教育長、常勤監査委員、上下水道事業管理者の12月期の期末手当について「0.05^{つき}月分」引き上げるものであります。

49ページをお願いします。

改正内容につきましては、第1条であります。市長及び副市長の12月期の期末手当の支給割合を現行の「100分の162.5」から「100分の5」引き上げ、「100分の167.5」とするものであります。

第2条は、令和5年度以降における市長及び副市長の6月期と12月期の支給割合につきまして、「100分の165」に支給割合を同じ率に調整するものであります。

第3条と第4条は教育長の期末手当について、第5条と第6条は常勤監査委員の期末手当について、第7条と第8条は上下水道事業管理者の期末手当について、同様の改正を行うものであります。

施行期日につきましては、期末手当の支給割合の引き上げに関するものについては公布の日からとし、期末手当の支給割合を同じ率に調整するものについては令和5年4月1日からとするものであります。

以上、説明申し上げますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○委員長（橋村誠）説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（橋村誠） 次に、議案第136号、令和4年度大仙市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

はじめに、斎藤議会事務局長。

○議会事務局長（斎藤秋彦） 議会事務局の斎藤でございます。よろしくお願いたします。

それでは、議案第136号、令和4年度大仙市一般会計補正予算（第7号）のうち、1款 議会費の歳出に係る補正内容についてご説明申し上げます。

資料ナンバー2の令和4年度大仙市補正予算書の10ページをご覧ください。10ページでございます。

1款1項1目 議会費、7事業 議員報酬・期末手当及び共済費の補正内容につきましては、先ほど、議案第134号で説明がありましたように、議員の皆さまの令和4年12月支給の期末手当支給^{つき}月数を現行の「1.625^{つき}月」から「1.675^{つき}月」へ「0.05^{つき}月」分、引き上げる改訂に伴う増額補正でございます。

従いまして、議長、副議長、議員ごとの期末手当増額分、24名分、合わせて60万3千円の増額になるものでございます。

なお、職員人件費分につきましては、この後、総務部、小林次長よりご説明申し上げます。

以上、説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（橋村誠） 次に、小林次長。

○次長兼総務課長（小林孝至） 議案第136号、令和4年度大仙市一般会計補正予算（第7号）のうち、総務課所管分につきまして、ご説明申し上げます。

資料ナンバー2の補正予算書、20ページをお願いいたします。

特別職の給与明細書になります。

今回の補正内容につきましては、議案第134号と議案第135号でご説明いたしました、市議会議員並びに市長、副市長、教育長、常勤監査委員、上下水道事業管理者の12月期の期末手当を「0.05^{つき}月」分引き上げる改正及び異動に伴いまして、表の下端に記載しておりますとおり、特別職の期末手当を79万9千円、その他手当として8万6千円、これは今野副市長就任に伴う通勤手当であります、それから、期末手当に伴う共済費が3万8千円、それぞれ増額し、合わせまして92万3千円の増額補正を行うものであります。

続きまして、議案第133号でご説明いたしました、人事院勧告による給与改定分の人件費と、今年4月の定期人事異動等による給料、職員手当等の人件費の補正につきまして、ご説明いたします。

資料ナンバー2-1、主な事業説明書の4ページをお願いいたします。

一般会計における職員人件費であります。

補正前の予算額から2,412万円減額し、補正後の予算額を52億2,972万4千円とするものであります。

補正の内容であります。項番の4になります。

職員数につきましては、一般会計に属する職員数は、当初44人の再任用短時間勤務職員と710人の一般職を含めて、754人でありましたが、34人の再任用短時間勤務職員と709人の一般職を含めて、743人とするものであります。

次に、主な増減の理由であります。①の給与改訂による所要額であります。表にありますとおり、給料表の改訂により1,384万4千円の増額。また、勤勉手当0.1カ月分の引き上げによる、4,079万9千円の増額であります。②の4月の定期人事異動等により、7,876万3千円、減額になりますので、これを合わせますと、2,412万円の減額補正となるものであります。

以上が総務課所管分の補正予算の内容であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（橋村誠） 次に、鎌田財政課長。

○財政課長（鎌田篤史） 議案第136号、令和4年度一般会計補正予算（第7号）のうち、財政課所管分の補正予算について説明を申し上げます。

資料ナンバー2-1、事業説明書の5ページをお願いいたします。

2款1項43目90事業、地域雇用基金積立金でございますが、今般の給与改定や人事異動等に伴います人件費の補正予算において生ずる一般財源の減額分、3,029万7千円を主な財源に、地域雇用基金に積み立てるものであり、4,000万円の補正であります。

当該基金につきましては、市の重要施策に必要な会計年度任用職員の確保に係る基金として、平成25年3月定例会において設置しておりまして、今般の4,000万円の積み立て後、令和4年度末の基金残高見込み額が約3億3,000万円となるものであります。

今後におきましても、専門的な知識や技術を有する支援員、相談員など、会計年度任用職員の継続的な雇用を図るため、基金を有効に活用し、重要施策の推進・強化に努めてまいりたいと思っております。

以上、補正予算の内容につきまして説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○委員長（橋村誠） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 正職員と再任用職員が、当初見込みのこの数値からすれば大幅に減ったための、まず人件費の、給与引き上げといっても結局かなり減額補正というふうになってるんですけど、この再任用職員がこれだけの見込みを割ってしまった要因と、それから今後ね、いつも決算でも言われてるし、ここの評価・問題・課題というふうなところにも書かれているとおり、業務量が増えている中で、職員数が減少しているというふうなこと、そして、長時間労働の是正に努めなければいけないというようなことも書いているわけですけども、こうした、これ以上、減らせないというのが決算での見方なんですけど、こういう状況をどのように、やっぱり捉えるものでしょうか。

○委員長（橋村誠） はい、次長。

○次長兼総務課長（小林孝至） 質問にお答えいたします。

まず、再任用職員の減の要因でありますけれども、毎年、再任用職員につきましては希望を取りまして、その規模によって任用するか否かというのを決めているところでありますが、お話聞きますと、やはり個人のライフワークっていいですか、そういうところもあります。家庭事情っていいですかね、そういうこともございますので、そういうことが今の、何ていいですか、多様な働き方といいですか、その選択が主な要因なのかなというふうなところです。あと、長時間労働等々につきましては今後の見通しになると思うんですけれども、前にもご説明しているかと思いますが、決算の時にもお話しさせていただきましたが、業務量の内容ですとか、そういうところを十分勘案してですね、この後、人事のヒアリング等々ありますので、そこのあたりで必要な人員配置っていいですか、できる限りそこのあたりで努めてまいりたいなというふうには考えております。以上です。

○委員長（橋村誠） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） まず、これはあの、給料補正ですので、反対するものではありませんけれども、いずれ職員数が、これ以上減らせないっていうふうな中であって現実的に減っていつているというふうなこと。これで健康管理あるいは今回は、今はコロナとか何かも重なりまして、リモートワークっちゅうか、そういうふうなこともあるんでしょうけれども、やっぱりこの現場に相当行かなきゃならないような事情も出てくるわけなので、やっぱりこのなんとかして減らさないというふうなことで、努力をやっぱりしていただきたいっていう、これだけまずお願いして質問を終わります。返答いりません。

○委員長（橋村誠） 他に質疑はありませんか。はい、安達委員。

○副委員長（安達成年） すみません。あの、財政課長、せっかくです。

地域雇用基金の積立金ですけれども同額は、同額というが、5,000万取り崩して4,000万で、5,000万は無理だったすか、やっぱり。そごら辺。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○財政課長（鎌田篤史） 安達委員のご質問にお答えいたします。

そうですね、当初予算で5,000万円崩しているの、できれば5,000万円戻したかったところもありますけれども、実は地域雇用基金については、本来3月の専決の部分で特別交付税が確定してから毎年積んでいたものですが、昨年度、人勸の

マイナスがありましたので、その分で昨年度は1億円、12月に積みせていただいております。で、今回についても、先ほどちょっと説明の中で申し上げましたが、今回特別会計の操出金を含めて人件費のマイナス部分が3,029万円ということで、残り1,000万円弱を一般財源に出して4,000万という、ちょうどいい数字に積み立てさせていただいたっていう、単なる調整でございまして、この後、3月の定例、それから専決の方でもできる限り次年度の備えとして積み立てを増やしていきたいと思っております。以上です。

○委員長（橋村誠） いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり。）

○委員長（橋村誠） 他に、質疑はありませんか。はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） あの、財政課長、ちょっと分がらねくて聞ぐんだども、この雇用基金積立金、今、安達さんも言われたけども、その他にこの、これを使うためにはこの3番さ「C h e c k」のどごさ書いであるんだけど、これは分かるんだども、例えばすよ、今の防災監あるいはサゲ・マスの内水面の専門監どがって、あんた人だちさもこの金を使ってるのですか。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○財政課長（鎌田篤史） 令和4年度当初予算でこの雇用基金の対象になっているのが、ええっとですね、いわゆる道路維持作業員というパッチング班の直営部隊の方々、それから学校生活支援員の方々の、期末手当と勤勉手当の部分に充当をさせていただいております。先ほど鎌田委員がおっしゃった、その防災監の方については、特別交付税という制度の中で、その経費の一部が対象になりますので、そういった部分については内容が重複する可能性もありますので、充当はしていないということになります。ただ最終的には財源調整の関係がありまして、積み立ての中でどれ位、その予算の中で取り崩せるかという調整を行った上で毎年やってて、一番大きい部分が道路維持作業員と学校生活支援員と、もう一つが放課後児童クラブの支援員というのがあるんですが、放課後児童クラブの支援員につきましては、国・県の補助の対象になってますので、その分については幾分、一般財源はかかりますけれども補助対象経費があるということで、残りの大きい道路維持作業員と学校生活支援員には、国の手当はございませんので、その部分について充当させてもらっているという考え方でございます。以上です。

○委員長（橋村誠） はい。

○委員（鎌田正） あの前、課長言われた、それは、その部門については分かるんだけど、例えばだすよ、専門的な知識の必要だ部門、まあ我々いっつも思ってるのは、例えば支所は、農林関係では畜産振興も必要だどが、あるいはどこの、この室も必要だどがって言うてるども、それは分かるんだども、やっぱりそうなるのであれば、やっぱり専門監っていうが、専門職の持った、例えば再任用でもあるいは他の団体がら来た再任用でもいいんだけど、そういった人だちももしかすればこういったもの使って、雇用できると、こういうシステムなんだすか。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○財政課長（鎌田篤史） あくまでこれは、先ほど申してるように、専門的な知識を要する会計年度任用職員の方に対する財源確保のための基金でございますので、この基金を使って人を雇うということではなくて、雇った人たちに対する財源の確保を事前にしておくという考え方でございますので、逆から考えると同じことかもしれませんけれども、鎌田委員おっしゃったように、そういった、例えば、ふ化場にいらっしゃる方ですとか、そういった方々についても十分、財源充当は可能であるというふうな基金であると考えて
お
り
ます。以上です。

（「はい、分かった」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） いいすか。他に、質疑はありませんか。はい、小笠原委員。

○委員（小笠原昌作） あの前、職員人件費のことなんですけれども、非常に厳しい中つつうごどで、行政のスリム化、効率化を図りながら組織の見直しを進めるつつうごどありますけれども、これらについて具体的に、今、具体的にですよ、どのぐらい考えているんですか。

○委員長（橋村誠） はい、次長。

○次長兼総務課長（小林孝至） 今、ご指摘ありました行政のスリム化・効率化を図りながらの組織の見直しでありますけれども、この後、全員協議会の中でも説明ありますけれども、定年引き上げの関係もございまして。そういうところも含めた上で、組織の見直しっていう、総合的な見直しということも十分考えていかなければいけないのかなというふうには考えております。ただ、今現在、具体的に何かということも問われても、ちょっとまだそこまでは至っていないという状況であります。はい。

○委員長（橋村誠） 他に質疑はありませんか。

(質疑する者なし)

○委員長（橋村誠） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（橋村誠） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（橋村誠） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（橋村誠） 以上で、付託された事件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の審査報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（橋村誠） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、総務企画常任委員会を閉会します。

大変ご苦勞さんでした。

午前 11 時 20 分 閉会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

総務企画常任委員会委員長 橋 村 誠